

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																										
1	<p>(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 広域振興局以外の出先機関のうち<u>政策地域部</u>に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第11に掲げるとおりとする。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>[略]</td> <td>企画理事、主管の部長、<u>秘書広報室長</u>又は局長</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>企画理事、主管の部長、<u>秘書広報室長</u>又は局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室長、オリンピック・パラリンピック推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、<u>競馬改革推進室長</u>若しくは<u>県産米戦略室長</u>又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>秘書広報室長</td> <td>副室長</td> <td>主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、<u>地域振興室長</u>、<u>国際室長</u>、<u>交通政策室長</u>、<u>科学・情報政策室長</u>、<u>三陸防災復興プロジェクト2019推進室長</u>、<u>台風災害復旧復興推進室長</u>、<u>ラグビーワールドカップ2019推進室長</u>、<u>オリンピック・パラリンピック推進室長</u>、<u>廃棄物特別対策室長</u>、<u>若者女性協働推進室長</u>、<u>医療政策室長</u>、<u>定住推進・雇用労働</u></td> <td>政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、<u>地域連携推進監</u>、<u>国際監</u>、<u>総括プロジェクト推進監</u>、<u>プロジェクト推進監</u>、<u>競馬改革推進監</u>、<u>県産米戦略監</u>、<u>県産米生産振興監</u>、<u>県産米販売推進監</u>又は当該事務を担当する特命参事、課長（<u>評価課長</u>及び<u>県北沿岸振興課長</u>を除く。）、<u>担当課長</u>（<u>分権推進担当課長</u>を除く。）若しくは特命課長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	知事	[略]	企画理事、主管の部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は局長	副知事	企画理事、主管の部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は局長		部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室長、オリンピック・パラリンピック推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、 <u>競馬改革推進室長</u> 若しくは <u>県産米戦略室長</u> 又は主管の総括課長		[略]		秘書広報室長	副室長	主管の総括課長	局長	[略]		副局長	[略]		企画室長、総務室長、政策推進室長、 <u>地域振興室長</u> 、 <u>国際室長</u> 、 <u>交通政策室長</u> 、 <u>科学・情報政策室長</u> 、 <u>三陸防災復興プロジェクト2019推進室長</u> 、 <u>台風災害復旧復興推進室長</u> 、 <u>ラグビーワールドカップ2019推進室長</u> 、 <u>オリンピック・パラリンピック推進室長</u> 、 <u>廃棄物特別対策室長</u> 、 <u>若者女性協働推進室長</u> 、 <u>医療政策室長</u> 、 <u>定住推進・雇用労働</u>	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、 <u>地域連携推進監</u> 、 <u>国際監</u> 、 <u>総括プロジェクト推進監</u> 、 <u>プロジェクト推進監</u> 、 <u>競馬改革推進監</u> 、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監</u> 、 <u>県産米販売推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長（ <u>評価課長</u> 及び <u>県北沿岸振興課長</u> を除く。）、 <u>担当課長</u> （ <u>分権推進担当課長</u> を除く。）若しくは特命課長		<p>(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 広域振興局以外の出先機関のうち<u>ふるさと振興部</u>に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第11に掲げるとおりとする。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>[略]</td> <td>企画理事、主管の部長又は局長</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>企画理事、主管の部長又は局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>主管の<u>室長</u>又は総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括調査監</td> <td>首席調査監</td> <td>総括調査監</td> </tr> <tr> <td>副局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、競馬改革推進監、<u>県産米戦略監</u>、<u>県産米生産振興監</u>、<u>県産米販売推進監</u>又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	知事	[略]	企画理事、主管の部長又は局長	副知事	企画理事、主管の部長又は局長		部長	[略]	主管の <u>室長</u> 又は総括課長		[略]		局長	[略]		総括調査監	首席調査監	総括調査監	副局長	[略]		室長	防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、競馬改革推進監、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監</u> 、 <u>県産米販売推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長	
決裁権者	代決権者																																																											
	第1順位者	第2順位者																																																										
知事	[略]	企画理事、主管の部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は局長																																																										
副知事	企画理事、主管の部長、 <u>秘書広報室長</u> 又は局長																																																											
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室長、オリンピック・パラリンピック推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、 <u>競馬改革推進室長</u> 若しくは <u>県産米戦略室長</u> 又は主管の総括課長																																																										
	[略]																																																											
秘書広報室長	副室長	主管の総括課長																																																										
局長	[略]																																																											
副局長	[略]																																																											
企画室長、総務室長、政策推進室長、 <u>地域振興室長</u> 、 <u>国際室長</u> 、 <u>交通政策室長</u> 、 <u>科学・情報政策室長</u> 、 <u>三陸防災復興プロジェクト2019推進室長</u> 、 <u>台風災害復旧復興推進室長</u> 、 <u>ラグビーワールドカップ2019推進室長</u> 、 <u>オリンピック・パラリンピック推進室長</u> 、 <u>廃棄物特別対策室長</u> 、 <u>若者女性協働推進室長</u> 、 <u>医療政策室長</u> 、 <u>定住推進・雇用労働</u>	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、 <u>地域連携推進監</u> 、 <u>国際監</u> 、 <u>総括プロジェクト推進監</u> 、 <u>プロジェクト推進監</u> 、 <u>競馬改革推進監</u> 、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監</u> 、 <u>県産米販売推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長（ <u>評価課長</u> 及び <u>県北沿岸振興課長</u> を除く。）、 <u>担当課長</u> （ <u>分権推進担当課長</u> を除く。）若しくは特命課長																																																											
決裁権者	代決権者																																																											
	第1順位者	第2順位者																																																										
知事	[略]	企画理事、主管の部長又は局長																																																										
副知事	企画理事、主管の部長又は局長																																																											
部長	[略]	主管の <u>室長</u> 又は総括課長																																																										
	[略]																																																											
局長	[略]																																																											
総括調査監	首席調査監	総括調査監																																																										
副局長	[略]																																																											
室長	防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、競馬改革推進監、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監</u> 、 <u>県産米販売推進監</u> 又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長																																																											

室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長		
総合防災室長	当該事務を担当する課長、担当課長又は防災危機管理監	
担当技監	[略]	
[略]		
総括課長	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長	[略]
	[略]	
所長	[略]	
広聴広報課総括課長	報道監又は当該事務を担当する特命課長	総括課長があらかじめ指定する職員
人事課総括課長	職員育成監又は当該事務を担当する担当課長	総括課長があらかじめ指定する職員
特命参事	[略]	
[略]		
総括調査監	調査監	
報道監	[略]	
職員育成監	[略]	
[略]		
政策監	評価課長又は政策監があらかじめ指定する職員	
調整監	分権推進担当課長又は調整監があらかじめ指定する職員	
ふるさと振興監	ふるさと振興監があらかじめ指定する職員	
地域振興監	県北沿岸振興課長又は地域振興監があらかじめ指定する職員	
地域連携推進監	地域連携推進監があらかじめ指定する職員	
国際監	国際監があらかじめ指定する職員	
総括プロジェクト推進監	総括プロジェクト推進監があらかじめ指定する職員	
プロジェクト推進監	プロジェクト推進監があらかじめ指定する職員	
競馬改革推進監	[略]	
[略]		

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
[略]			
食肉衛生検査所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する職員
	課長	[略]	
[略]			

(副知事の専決事項)

担当技監	[略]	
[略]		
総括課長	儀典調整監、報道監、職員育成監又は当該事務を担当する課長、担当課長若しくは特命課長	[略]
	[略]	
所長	[略]	
特命参事	[略]	
[略]		
儀典調整監	秘書課総括課長があらかじめ指定する職員	
報道監	[略]	
総括調査監	調査監	
職員育成監	[略]	
[略]		
地域企画監	地域振興室長があらかじめ指定する職員	
ふるさと振興監	地域振興室長があらかじめ指定する職員	
国際監	国際室長があらかじめ指定する職員	
競馬改革推進監	[略]	
[略]		

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
[略]			
食肉衛生検査所	所長	副所長	主管の課長
	副所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する職員
	課長	[略]	
[略]			

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画理事、部長、秘書広報室長、局長及び理事の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
  - (2) 企画理事、部長、秘書広報室長、局長及び理事の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
  - (3) 企画理事、部長、秘書広報室長、局長及び理事の休暇その他の服務に関すること。
  - (4) [略]
- (部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席I L C推進監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席I L C推進監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席I L C推進監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長、総括調査監及びI L C推進監の服務に関すること。
- (6)～(12) [略]
- (13) 1件の金額又は見積りの価格500万円以上（法人その他の団体からの場合は、1,000万円以上）の寄附の受入れに関すること（税務課の主管に属するものを除く。）。
- (14)・(15) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の秘書広報室長にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、政策推進室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]

2～4 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 企画室、総務室及び政策推進室の政策監、調整監、特命参事、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 企画室、総務室及び政策推進室の政策監、調整監、特命参事、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
- (4) 企画室、総務室及び政策推進室の政策監、調整監、特命参事、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) [略]
- (6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号から第14号までにおいて同じ。）。
- (7)～(16) [略]
- (17) 1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れに関すること（税務課の主管に属するものを除く。）。
- (18)～(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長、総務室長及び政策推進室長は、次条第3号から第6号までに掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）及び第16条に定める事項を専決することができる。

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画理事、部長、局長、統括調査監及び理事の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
  - (2) 企画理事、部長、局長、統括調査監及び理事の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
  - (3) 企画理事、部長、局長、統括調査監及び理事の休暇その他の服務に関すること。
  - (4) [略]
- (部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席ふるさと振興監、首席I L C推進監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席ふるさと振興監、首席I L C推進監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席I L C推進監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長及びI L C推進監の服務に関すること。
- (6)～(12) [略]
- (13) 1件の金額又は見積りの価格500万円以上（法人その他の団体からの場合は、1,000万円以上）の寄附の受入れに関すること（地域振興室の主管に属するものを除く。）。
- (14)・(15) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の政策企画部長にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

3 本庁の統括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 首席調査監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
  - (2) 首席調査監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
  - (3) 首席調査監の休暇その他の服務及び総括調査監の服務に関すること。
- (企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]

2～4 [略]

(副局長、企画室長及び総務室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 企画室及び総務室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 企画室及び総務室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
- (4) 企画室及び総務室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) [略]
- (6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光・プロモーション室、農村建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号から第14号までにおいて同じ。）。
- (7)～(16) [略]
- (17) 1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れに関すること（地域振興室の主管に属するものを除く。）。
- (18)～(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長及び総務室長は、次条第3号から第6号までに掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）を専決することができる。

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとす

長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、オリンピック・パラリンピック推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) 特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他のサービス並びに職員のサービスに関すること。

(7) 特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びILC推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(主管室課の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課の管理課長（復興局にあつては復興推進課総括課長、出納局にあつては総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光課、農村建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第6号から第9号までにおいて同じ。）。

(5)～(24) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第19条 [略]

(秘書広報室の室長及び総括課長の専決事項)

第20条

広聴広報課の分掌事務について、室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

秘書広報室長専決事項

(1) [略]

[略]

る（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の休暇その他のサービス並びに職員のサービスに関すること。

(7) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びILC推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(主管室課の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課の管理課長（復興局にあつては復興推進課総括課長、出納局にあつては総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関すること（管財課、総合防災室、観光・プロモーション室、農村建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第6号から第9号までにおいて同じ。）。

(5)～(24) [略]

(室長及び総括課長等指定職員専決事項)

第19条 [略]

(政策企画部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第20条 政策企画課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 県行政の総合的な企画に関すること。

(2) 政策の評価の企画に関すること。

(3) 地方分権の推進の総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 県行政の総合的な調整に関すること。

(2) 東北開発促進に係る関係団体との連絡調整に関すること。

政策課長専決事項

(1) 岩手県総合計画の実績調査に関すること。

評価課長専決事項

(1) 政策の評価結果の公表に関すること。

分権推進担当課長専決事項

(1) 地方分権の推進の調整に関すること。

(2) 他の都道府県との連携に関すること。

2 広聴広報課の分掌事務について、部長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) [略]

[略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2～7 [略]

8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1) [略]

(2) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関する事

(3)～(6) [略]

(7) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事

(8)～(11) [略]

(12) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関する事

(13) 臨時的任用職員の任免に関する事

(14) 臨時的任用職員に係る賃金の支給及び共済費の支出に関する事

(15) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関する事

(16) 第2号及び第14号に係る収入金の徴収に関する事

[略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 県行政の総合的な企画に関する事

(2) 地方分権の推進の総合的な企画に関する事

(3) 政策の評価の企画に関する事

室長専決事項

(1) 県行政の総合的な調整に関する事

(2) 東北開発促進に係る関係団体との連絡調整に関する事

政策監専決事項

(1) 岩手県総合計画の実績調査に関する事

評価課長専決事項

(1) 政策の評価結果の公表に関する事

調整監専決事項

(1) 地方分権の推進の調整に関する事

分権推進担当課長専決事項

(1) 他の都道府県との連携に関する事

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 市町村への権限移譲に関する事

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

3・4 [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長、地域振興監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 県北沿岸振興本部の運営に関する事

(2) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整に関

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2～7 [略]

8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1) [略]

(2) 給与及び通勤に係る費用弁償の支給並びに共済費の支出に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(3)～(6) [略]

(7) 職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関する事

(8)～(11) [略]

(12) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(13) 社会保険及び雇用保険の届出に関する事

(14) 第2号に係る収入金の徴収に関する事

[略]

(ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 ふるさと振興企画室の分掌事務について、部長及び室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) ふるさと振興に係る施策の企画に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

室長専決事項

(1) ふるさと振興に係る施策の調整に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

3・4 [略]

5 地域振興室の分掌事務について、部長、室長、地域企画監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 地域振興に係る施策の企画に関する事

室長専決事項

(1) 地域振興に係る施策の調整に関する事

すること。

地域振興監専決事項

(1) [略]

(2) 市町村の過疎地域自立促進計画の策定協議に関すること（県北沿岸振興担当の 主管に属するものを除く。）。

(3) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関すること（県北沿岸振興担当の 主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

県北沿岸振興課長専決事項

(1) 県北沿岸地域の振興に係る施策の実施に関すること。

(2) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。

(3) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興のために岩泉町が行う施策の推進の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

6 国際室の分掌事務について、室長、国際監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 国際施策の総合的な企画に関すること。

(4) [略]

[略]

国際監専決事項

(1) 国際施策の総合的な調整に関すること。

(2)～(4) [略]

7 [略]

8 [略]

9 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務について、部長、室長、総括プロジェクト推進監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の総合的な企画に関すること。

室長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の総合的な調整に関すること。

総括プロジェクト推進監専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営の企画に関すること。

総務企画担当課長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関すること。

運営担当課長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営の実施に関すること。

（文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び指定職員の専決事項）

第22条の2 [略]

2 [略]

3 ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務について、部長、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の総合的な企画に関すること。

室長専決事項

地域企画監専決事項

(1) 地域振興に係る施策の実施に関すること（地域振興担当の 主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

(3) 市町村の過疎地域自立促進計画の策定協議に関すること（他課等の 主管に属するものを除く。）。

(4) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関すること（他課等の 主管に属するものを除く。）。

(5) 市町村への権限移譲に関すること。

(6) [略]

地域振興課長専決事項

(1) 地域振興に係る施策の実施に関すること。

自治体協働課長専決事項

(1) 市町村との協働の推進に関すること（他課等の 主管に属するものを除く。）。

6 県北・沿岸振興室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 県北沿岸地域の振興に係る施策の企画に関すること。

室長専決事項

(1) 県北沿岸地域の振興に係る施策の調整に関すること。

(2) 県北沿岸振興本部の運営に関すること。

県北振興課長専決事項

(1) 県北地域の振興に係る施策の実施に関すること。

沿岸振興課長専決事項

(1) 沿岸地域の振興に係る施策の実施に関すること。

7 国際室の分掌事務について、室長、国際監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 国際施策の総合的な企画に関すること（他課等の 主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

[略]

国際監専決事項

(1) 国際施策の総合的な調整に関すること（他課等の 主管に属するものを除く。）。

(2)～(4) [略]

8 [略]

9 [略]

10 台風災害復旧復興推進室の分掌事務について、部長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整に関すること。

台風災害復旧復興推進課長専決事項

(1) 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。

（文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び指定職員の専決事項）

第22条の2 [略]

2 [略]

(1) ラグビーワールドカップ大会の総合的な調整に関すること。

(2) ラグビーワールドカップ大会の運営の企画に関すること。

大会運営課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営の実施に関すること。

(2) ラグビーワールドカップ大会の広報に関すること。

(3) ラグビーワールドカップ大会の交通及び輸送並びに宿泊に関すること。

(4) ラグビーワールドカップ大会のボランティアに関すること。

(5) ラグビーワールドカップ大会の警備及び消防並びに医療及び救護に関すること。

受入態勢整備担当課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の交通及び輸送並びに宿泊の実施に関すること。

(2) ラグビーワールドカップ大会のボランティアとの連携に関すること。

(3) ラグビーワールドカップ大会の警備及び消防並びに医療及び救護の実施に関すること。

連携推進課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に係る釜石市及び関係機関との連携に関すること。

4 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2～5 [略]

6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること

。

再生・整備課長専決事項

(1) [略]

[略]

7 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

業務担当課長専決事項

(1) 麻薬取扱者、向精神薬取扱者及びけし栽培者に係る報告の徴収及び立入検査に関すること。

(2)～(5) [略]

[略]

3～5 [略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設及び講習会の指定並びにその設置者及び実施者に対する指導に関すること。

(2) 保育士養成施設の指定及び指導に関すること。

(3) 児童福祉法に基づく指定医の指定に関すること。

(4) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関すること。

(5) 指定養育医療機関及び指定療育機関の指定に関すること。

(6) 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）の改善命令に関すること。

(7) 児童及び母子に係る社会福祉事業（心身障害児に係るものを除く。以下この項において同じ。）の指導監督に関すること。

(8) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人の監督に関すること。

(9) 保育所の認可及び届出の受理に関すること。

(10) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び届出の受理に関すること。

(11) 幼保連携型認定こども園の設置に係る届出の受理及び認可に関すること。

(12) 幼保連携型認定こども園の改善命令に関すること。

3 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2～5 [略]

6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

再生・整備課長専決事項

(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること

。

(2) [略]

[略]

7 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

業務担当課長専決事項

(1) 麻薬取扱者、向精神薬取扱者、けし栽培者、毒物劇物営業者等に係る報告の徴収、立入検査等に関すること。

(2)～(5) [略]

[略]

3～5 [略]

(13) 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に係る改善命令に関すること。

(14) いわて子どもの森の管理に関すること。

子ども家庭担当課長専決事項

(1) 児童の健全育成に関すること。

(2) 児童虐待防止に関すること。

(3) 市町村が行う児童福祉事務の実地調査に関すること。

(4) 児童入所施設措置委託費（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係るものを除く。）に関すること。

(5) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。

(6) 児童扶養手当に関すること。

少子化・子育て支援担当課長専決事項

(1) 地域における子育て支援体制の整備に関すること（他部局等の主管に属するものを除く。）。

(2) 認定こども園に関すること（認定、届出の受理及び認可に係る事項を除く。）。

(3) 児童福祉施設の給食物資の配分に関すること。

(4) 保育士試験の委託及び保育士の登録に関すること。

(5) 季節保育所及びへき地保育所に関すること。

(6) 母子保健及び母体保護に関すること。

(7) 小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(8) 母子保健センターの運営に関すること。

(9) 診療報酬支払事務の委託に関すること。

(10) 養育医療、育成医療及び療育医療に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること。

(11) 指定養育医療機関、指定育成医療機関及び指定療育機関からの報告の徴収及び検査に関すること。

(12) 児童手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(13) 特別児童扶養手当に関すること。

7 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(12) [略]

医務課長専決事項

(1)～(14) [略]

[略]

6 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(12) [略]

医療情報課長専決事項

(1) 医療情報の活用等に係る施策の実施に関すること。

医務課長専決事項

(1)～(14) [略]

[略]

7 子ども子育て支援室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 次世代育成支援に係る施策に関すること。

(2) 児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設及び講習会の指定並びにその設置者及び実施者に対する指導に関すること。

(3) 保育士養成施設の指定及び指導に関すること。

(4) 児童福祉法に基づく指定医の指定に関すること。

(5) 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）の改善命令に関すること。

(6) 児童及び母子に係る社会福祉事業（心身障害児に係るものを除く。以下この項において同じ。）の指導監督に関すること。

(7) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人の監督に関すること。

(8) 保育所の認可及び届出の受理に関すること。

(9) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び届出の受理に関すること。

(10) 幼保連携型認定こども園の設置に係る届出の受理及び認可に関すること。

(11) 幼保連携型認定こども園の改善命令に関すること。

(12) 特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に係る改善命令に関すること。

(13) いわて子どもの森の管理に関すること。

次世代育成課長専決事項

(1) 次世代育成支援に係る施策の実施に関すること。

(2) 母子保健及び母体保護に関すること。

(3) 小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(9) [略]

2・3 [略]

4 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 観光の振興施策に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)

(2) 観光事業団体の支援に関すること。

(3) 旅行業に関すること。

(4) 観光施設の整備に関すること。

(5) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産(工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産)(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること。

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(7) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(8) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の処分に関すること。

(9) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(10) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること。

(4) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関すること。

(5) 母子保健センターの運営に関すること。

(6) 診療報酬支払事務の委託に関すること。

(7) 養育医療、育成医療及び療育医療に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること。

(8) 指定養育医療機関及び指定療育機関の指定に関すること。

(9) 指定養育医療機関、指定育成医療機関及び指定療育機関からの報告の徴収及び検査に関すること。

(10) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。

(11) 児童手当に関すること (総務事務センターの主管に属するものを除く。)

(12) 児童扶養手当に関すること。

(13) 特別児童扶養手当に関すること。

子ども家庭担当課長専決事項

(1) 児童の健全育成に関すること。

(2) 児童虐待防止に関すること。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

(4) 市町村が行う児童福祉事務の実地調査に関すること。

(5) 児童入所施設措置委託費(障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係るものを除く。)に関すること。

子育て支援担当課長専決事項

(1) 地域における子育て支援体制の整備に関すること (他部局等の主管に属するものを除く。)

(2) 認定こども園に関すること (認定、届出の受理及び認可に係る事項を除く。)

(3) 児童福祉施設の給食物資の配分に関すること。

(4) 保育士試験の委託及び保育士の登録に関すること。

(5) 季節保育所及びへき地保育所に関すること。

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(9) [略]

新産業育成課長専決事項

(1) 新産業の育成に係る施策の調整に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)

(2) 産業の高度化に係る施策の調整に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)

(3) 産業間連携に係る施策の調整に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)

(4) 高度技術人材の育成施策の実施に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)

2・3 [略]

(11) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

国内観光担当課長専決事項

(1) 国内観光の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光事業団体との調整に関すること。

(3) 旅行者の指導監督に関すること。

(4) 観光施設の管理に関すること。

(5) 岩手県立陸前高田オートキャンプ場の管理に関すること。

国際観光担当課長専決事項

(1) 国際観光の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

5 [略]

6 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

6次産業化推進担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 卸売市場の指導に関すること。

(4) [略]

流通改善担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

4 [略]

5 [略]

6 観光・プロモーション室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 観光の振興施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光事業団体の支援に関すること。

(3) 旅行業に関すること。

(4) 観光施設の整備に関すること。

(5) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産（工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産）（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(7) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(8) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(9) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(10) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること

(11) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

プロモーション課長専決事項

(1) 観光客の増加及び県産品の販路拡大等に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光産業の振興に係る施策の調整に関すること（国内観光担当、国際観光担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

国内観光担当課長専決事項

(1) 国内観光の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光事業団体との調整に関すること。

(3) 旅行者の指導監督に関すること。

(4) 観光施設の管理に関すること。

(5) 岩手県立陸前高田オートキャンプ場の管理に関すること。

国際観光担当課長専決事項

(1) 国際観光の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

6次産業化推進担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

流通改善担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

4～6 [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 海外漂着物等の処理等の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

。

(5)～(14) [略]

[略]

8～13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 海外漂着物等の処理等の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

。

(5)～(8) [略]

[略]

15・16 [略]

（県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

室長専決事項

(1) 県土整備部所管の特別会計に係る県債の償還に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

企画課長専決事項

(1) 県土整備部所管の特別会計に係る県債の定時償還に関すること。

[略]

2～4 [略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 海外漂着物等の処理等の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

。

(5)～(8) [略]

[略]

6 砂防災害課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

砂防災害担当課長専決事項

(1) [略]

(3) 卸売市場の指導及び助言に関すること。

4～6 [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 海岸漂着物等の処理等の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

。

(5)～(14) [略]

[略]

8～13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 海岸漂着物等の処理等の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

。

(5)～(8) [略]

[略]

15・16 [略]

（県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

室長専決事項

(1) 県土整備部所管の特別会計に係る県債の償還に関すること （流域下水道事業会計に係るものを除く。）。

(2) [略]

(3) 企業出納員の任命に関すること（流域下水道事業財務規則（令和2年岩手県規則第30号）第2条第3項の規定により命ずる場合に限る。）。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

企画課長専決事項

(1) 県土整備部所管の特別会計に係る県債の定時償還に関すること （流域下水道事業会計に係るものを除く。）。

[略]

2～4 [略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 海岸漂着物等の処理等の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

。

(5)～(8) [略]

[略]

6 砂防災害課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

砂防管理担当課長専決事項

(1) 砂防設備等の管理に関すること。

砂防災害担当課長専決事項

(1) [略]

- (2) 砂防設備等の維持管理に関すること。
- (3) [略]
- 7 [略]
- 8 下水環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- 総括課長専決事項
- (1)・(2) [略]
- (3) [略]
- (4) 公共下水道に係る都市計画事業の認可及び過疎代行事業に関すること。
- (5) 下水道法（昭和33年法律第79号）の規定による公共下水道の事業の協議に関すること。
- 計画担当課長専決事項
- (1) 市町村の汚水処理に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 市町村が定める下水道に係る都市計画決定に関すること。
- (3) 流域下水道の維持管理に関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]
- 9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- [略]
- 営繕課長専決事項
- (1) [略]
- 10 港湾課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- [略]
- 港湾担当課長専決事項
- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	置く室の長	センター所長	
[略]							
54 建築基準法の施行に関する事務	[略]	[略]					[略]
	第9条第10項	[略]					
	第12条第1項及び第	[略]					

- (2) 砂防設備等の維持修繕に関すること。
- (3) [略]
- 7 [略]
- 8 下水環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- 総括課長専決事項
- (1)・(2) [略]
- (3) 流域下水道事業の経営に関すること。
- (4) [略]
- 下水管理担当課長専決事項
- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) 流域下水道の維持管理に関すること。
- 下水事業担当課長専決事項
- (1) 公共下水道に係る都市計画事業の認可及び過疎代行事業に関すること。
- (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）の規定による公共下水道の事業の協議に関すること。
- (3) 市町村の汚水処理に係る計画及び調整に関すること。
- (4) 市町村が定める下水道に係る都市計画決定に関すること。
- 9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- [略]
- 営繕課長専決事項
- (1) [略]
- (2) 営繕工事の技術的支援に関すること。
- 10 港湾課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- [略]
- 港湾振興担当課長専決事項
- (1) 港湾の振興施策の実施に関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- 港湾整備担当課長専決事項
- (1) 港湾整備事業の推進に関すること。

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	置く室の長	センター所長	
[略]							
54 建築基準法の施行に関する事務	[略]	[略]					[略]
	第9条第10項	[略]					
	第9条の4	<u>保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言</u>	○		○		
	第12条第1項及び第	[略]					

3項（第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）		
[略]		
[略]		[略]
第42条第1項	[略]	
第44条第1項第3号	[略]	
[略]		
第86条の8第1項及び第3項	[略]	
第93条の2	[略]	

[略]

64 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	[略]		[略]
第21条	[略]		[略]
第22条	[略]		[略]

3項（第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）				
[略]				
[略]				[略]
第42条第1項	[略]			
第43条第2項第1号	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の特例の認定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第44条第1項第3号	[略]			
[略]				
第86条の8第1項及び第3項（第87条の2第2項において準用する場合を含む。）	[略]			
第87条の2第1項	既存の建築物の用途変更に係る全体計画の認定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第87条の3第4項	災害救助用建築物等として継続して使用する場合の許可		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第87条の3第5項	一時的に興行場等として使用する場合の許可		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第93条の2	[略]			

[略]

64 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	[略]				
第21条（第22条の2第5項において準用する場合を含む。）	[略]				[略]
第22条（第22条の2第5項において準用する場合を含む。）	[略]				[略]
第22条の2第4項（同条第5項において準用する第18条第2項において準用する場合を含む。）	計画の認定及び変更の認定		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
					1 部長にあっては、盛岡広域振興局土木部長を除く。
					2 部に置く室の室長にあっては、盛岡広域振興局土木部建築住宅室長に限る。
					3 センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センタ

	第23条第1項	[略]	
	第34条第1項	[略]	
	第35条第5項	[略]	
	第38条第2項	[略]	
		[略]	
	[略]		
	第53条第4項	[略]	
[略]			
65の6 建築	[略]		
物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	第12条第1項及び第2項、第13条第2項及び第3項、第15条第3項、第19条第1項、第20条第2項並びに附則第3条第2項及び第7項	[略]	
	[略]		
	第16条第3項、第20条第3項及び附則第3条第8項	[略]	
	第17条第1項、第21条第1項、第38条及び附則第3条第9項	[略]	
	[略]		
[略]			

[略]

別表第11 広域振興局以外の出先機関のうち政策地域部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	1 浄化槽法の施行に関する事務	[略]	
		第11条第2項	[略]
		第11条の2	[略]
		[略]	
		第12条の2第3項	[略]

									一所長を除く。
	第23条第1項	[略]							センター
	第34条第1項	[略]							所長にあつては、岩
	第35条第5項	[略]							手土木セン
	第38条第2項	[略]							ター所長及
		[略]							び千厩土木
		[略]							センター所
		[略]							長を除く。
	[略]								
	第53条第4項	[略]							センター
	第53条第5項	報告の徴収			○		○		所長にあつては、岩手
									土木センタ
									ー所長及び
									千厩土木セ
									ンター所長
									を除く。
[略]									
65の6 建築	[略]								
物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	第12条第1項及び第2項、第13条第2項及び第3項、第15条第3項、第19条第1項、第20条第2項並びに附則第3条第2項及び第8項	[略]							
	[略]								
	第16条第3項、第20条第3項及び附則第3条第9項	[略]							
	第17条第1項、第21条第1項、第38条及び附則第3条第10項	[略]							
	[略]								
[略]									

[略]

別表第11 広域振興局以外の出先機関のうちふるさと振興部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	1 浄化槽法の施行に関する事務	[略]	
		第11条第2項	[略]
		第11条の2	届出の受理
		第11条の3	[略]
		[略]	
		第12条の2第3項	[略]
		第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）	設置計画の協議及び変更の協議
		第49条第1項	浄化槽台帳の作成
		第49条第2項	情報の提供の求め

	第53条第1項及び第2項	[略]
[略]		
3 浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）の施行に関する事務	第3条第2項及び第6条第3項	[略]
	第10条第2項から第5項まで	[略]
[略]		
46 [略]	[略]	
47及び48 削除		
49 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	[略]	
	第22条及び第25条の7	[略]
	[略]	
	第24条第1項及び第25条の9第1項	[略]
	第25条の5第2項	[略]
	第25条の8	[略]
	第27条第1項（第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。）	[略]
	第32条第1項及び第2項	[略]
50 [略]	[略]	
51 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務	[略]	
	第7条第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第21条第1項並びに第22条第1項、第2項及び第3項	届出の受理
	[略]	
	第17条第2項（第22条第4項において準用する場合を含む。）	報告の徴収並びに立入検査及び毒物の収去等

	第53条第1項及び第2項	[略]
	附則第11条第1項及び第2項	助言、指導及び勧告
	附則第11条第3項	措置命令
[略]		
3 浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）の施行に関する事務	第3条第2項及び第6条第3項	[略]
	第8条第3項	報告の受理
	第11条第2項から第5項まで	[略]
	[略]	
46 [略]	[略]	
47 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	[略]	
	第22条及び第31条	[略]
	[略]	
	第24条第1項及び第38条第1項	[略]
	第29条第2項	[略]
	第32条、第34条及び第36条	[略]
	第61条第1項（第63条第2項及び第66条第3項において準用する場合を含む。）	[略]
	第66条第1項及び第2項	[略]
48 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行に関する事務	附則第2条第5項及び第3条第3項	報告の徴収及び立入検査等
49 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）の施行に関する事務	附則第2条第6項から第8項まで	届出の受理
50 [略]	[略]	
51 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務	[略]	
	第7条第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第21条第1項並びに第22条第1項、第2項及び第3項	届出の受理（販売業に係るものに限る。）
	[略]	
	第18条第1項（第22条第4項において準用する場合を含む。）	報告の徴収並びに立入検査及び毒物の収去等（販売業に係るものに限る。）

		第19条第1項から第4項まで	基準適合の命令、登録の取消し、責任者の変更命令及び業務停止命令（ <u>特定毒物研究者に係るものを除く。</u> ）
	[略]		
[略]			

		第19条第1項から第4項まで	基準適合の命令、登録の取消し、責任者の変更命令及び業務停止命令（ <u>販売業に係るものに限り。</u> ）
	[略]		
[略]			

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立農業大学校長	農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の施行に関する事務	[略]	

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立農業大学校長	1 農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の施行に関する事務	[略]	
	2 農業大学校条例の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第35号）の施行に関する事務	附則第4項	授業料の免除
	3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行に関する事務	第8条第1項	授業料等の減免
		第12条第1項	認定の取消し
		第12条第2項	認定の取消しの届出
	4 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）の施行に関する事務	第13条第1項	報告等の求め又は質問
		第11条第1項及び第8項	申請等の受理
		第11条第3項	授業料等減免に係る選考
		第11条第4項	授業料等減免に係る選考に必要な書類の求め
		第11条第5項から第7項まで	授業料等減免対象者の認定及び認定結果等の通知
		第12条	授業料等減免対象者の学業成績の判定
		第13条第1項及び第5項	授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定及び結果の通知
		第13条第3項	授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定に必要な書類の求め
		第14条	授業料減免の額の変更
		第14条の2	生計維持者の変更等の届出の受理
		第15条第1項及び第2項	認定の取消し及び取消しの通知
		第15条第3項	警告の通知
		第17条	認定の取消しの届出
		第18条第3項	認定の停止及び認定の停止の解除の通知

別表第16 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
北上川上流流域下水道事務所長	2 県営建設工事の執行に関する事務		[略]
[略]			

別表第16 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
北上川上流流域下水道事務所長	2 県営建設工事の執行に関する事務		[略]
	3 流域下水道事業会計に関する事務		企業出納員の任命（流域下水道事業財務規則第2条第3項の規定により命ずる場合に限り。）
[略]			

事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務	[略]	[略]					
	第14条第1項から第3項まで、第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）、 <u>第22条の6第2項、第24条の2、第24条の3第1項及び第2項並びに第28条第3項</u>	[略]					
	[略]	[略]					
	<u>第22条の6第3項</u>	[略]					
	第23条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項並びに <u>第25条第1項</u>	[略]					
	<u>第23条第3項</u> （第24条の4において準用する場合を含む。）、 <u>第25条第2項</u> 及び第32条	[略]					
第24条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）及び第33条第1項	[略]						
<u>第25条第3項</u>	[略]						
<u>第25条第4項</u> 及び第35条第5項	[略]						
[略]							

事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務	[略]	[略]					
	第14条第1項から第3項まで、第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）、 <u>第21条の5第2項、第24条の2の2、第24条の3第1項及び第2項並びに第28条第3項</u>	[略]					
	[略]	[略]					
	<u>第22条の6</u>	[略]					
	第23条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項、 <u>第24条の2第1項</u> 並びに <u>第25条第2項</u>	[略]					
	<u>第23条第4項</u> （第24条の4において準用する場合を含む。）、 <u>第24条の2第2項</u> 、 <u>第25条第3項</u> 及び第32条	[略]					
	第24条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）、 <u>第24条の2第3項</u> 、 <u>第25条第5項</u> 及び第33条第1項	[略]					
	<u>第25条第1項</u>	指導又は助言		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	<u>第25条第4項</u>	[略]					
	<u>第25条第7項</u> 及び第35条第5項	[略]					
[略]							

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	6 食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第6条及び第7条	[略]
	[略]		
[略]			

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	6 食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第5条及び第6条	[略]
	[略]		
[略]			

3 (農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 卸売市場の監督に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

[略]

4～16 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者					備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	
[略]						
2 地方卸売市場開設許可証及び地方卸売市場卸売業務許可証の再交付及び書換え交付に関すること	○		○			
[略]						

2～4 [略]

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センターに置く室の長等	
[略]						

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

[略]

4～16 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者					備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	
[略]						
2 削除						
[略]						

2～4 [略]

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センターに置く室の長等	
[略]						

19 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の施行に関する事務	第55条	開設の許可		○			
	第58条第1項	卸売業務の許可		○			
	第60条	廃止の許可		○			
	第64条第1項	業務規程の変更の承認		○			
	第65条第1項及び第2項	業務の停止命令又は許可の取消し		○			
	第66条第1項	報告等の徴収及び立入検査		○			
19の2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の施行に関する事務	附則第3条第3項	申請の受理		○			
	附則第3条第4項	地方卸売市場の認定		○			
20 卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	第3条第1項、第6条第1項及び第8条	申請の受理		○			
	第9条、第13条第1項、第22条、第23条第2項、第27条第1項及び第3項並びに第28条第1項及び第3項	届出の受理		○	○		部に置く室の長等においては、盛岡広域振興局農政部農業振興室長に限る。
	第10条第1項及び第3項並びに第13条第2項	許可証の交付、再交付及び書換え交付		○			
	第11条第1項及び第2項並びに第12条第1項	承認		○			
	第13条の2第4項及び第14条	名簿の受理		○	○		部に置く室の長等においては、盛
	第25条（第29条第2項において準用	事業報告書の受理		○	○		

19 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の施行に関する事務	第13条第1項	地方卸売市場の認定		○			
	第13条第6項（第14条において準用する第6条第3項において準用する場合を含む。）	地方卸売市場の認定及び業務規程等の変更の公示		○			
	第14条において準用する第6条第1項	業務規程等の変更の承認		○			
	第14条において準用する第6条第2項、第7条及び第8条第2項	届出の受理		○			
	第14条において準用する第8条第3項	認定の失効の公示		○			
	第14条において準用する第11条	認定の取消し及び取消しの公示		○			
	第14条において準用する第12条第1項	報告の受理		○			
	第14条において準用する第12条第2項	報告等の徴収及び立入検査		○			
20及び21 削除							

	する場合を含む。)									岡広域振興局農政部農業振興室長に限る。
	第26条第1項(第29条第1項において準用する場合を含む。)及び第2項(第29条第2項において準用する場合を含む。)	勸告		○						
	第28条の2第1項	報告等の徴収及び立入検査		○						
	第38条	許可、処分等の告示		○						
21	卸売市場条例施行規則(昭和47年岩手県規則第36号)の施行に関する事務	第10条の2第3項及び第11条第2項	報告の受理	○	○					
22	[略]	[略]								
	[略]									
	[略]									

4	別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項(第6条関係)	別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項(第6条関係)																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務</th> <th>条項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>53 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務</td> <td>第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項</td> <td>覚せい剤施用機関等の指定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第23条、第30条の4第1項、第30条の14並びに第36条第1項</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>54 覚せい剤取締法施行規則(昭和26年厚生省令第30号)の施行に関する事務</td> <td>第13条</td> <td>届出の受理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務	条項	内容	保健所長	[略]				53 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務	第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項	覚せい剤施用機関等の指定			[略]				第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第23条、第30条の4第1項、第30条の14並びに第36条第1項	[略]			[略]			54 覚せい剤取締法施行規則(昭和26年厚生省令第30号)の施行に関する事務	第13条	届出の受理		[略]				[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務</th> <th>条項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>53 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務</td> <td>第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項</td> <td>覚せい剤施用機関等の指定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第23条、第30条の4第1項、第30条の12第1項第1号及び第2号、第30条の14第1項から第3項まで並びに第36条第1項</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>54 削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務	条項	内容	保健所長	[略]				53 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務	第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項	覚せい剤施用機関等の指定			[略]				第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第23条、第30条の4第1項、第30条の12第1項第1号及び第2号、第30条の14第1項から第3項まで並びに第36条第1項	[略]			[略]			54 削除				[略]				[略]		
区分	事務	条項	内容																																																																							
保健所長	[略]																																																																									
	53 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務	第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項	覚せい剤施用機関等の指定																																																																							
		[略]																																																																								
		第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第23条、第30条の4第1項、第30条の14並びに第36条第1項	[略]																																																																							
		[略]																																																																								
	54 覚せい剤取締法施行規則(昭和26年厚生省令第30号)の施行に関する事務	第13条	届出の受理																																																																							
	[略]																																																																									
	[略]																																																																									
区分	事務	条項	内容																																																																							
保健所長	[略]																																																																									
	53 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の施行に関する事務	第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項	覚せい剤施用機関等の指定																																																																							
		[略]																																																																								
		第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第23条、第30条の4第1項、第30条の12第1項第1号及び第2号、第30条の14第1項から第3項まで並びに第36条第1項	[略]																																																																							
		[略]																																																																								
	54 削除																																																																									
	[略]																																																																									
	[略]																																																																									
5	(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)	(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)																																																																								

第26条 [略]

2～12 [略]

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 海洋生物の保存及び管理に係る計画に関すること。

(8) 資源回復計画に関すること。

(9) [略]

[略]

14～16 [略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	

[略]

2 水産業

[略]

協同組合法（昭和23年法律第242号）の施行に関する事務

第11条の12（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）

[略]

[略]

第68条第5項（第96条第5項において準用する場合を含む。）、第85条の4第2項及び第91条第5項（第100条第5項において準用する場合を含む。）

[略]

第26条 [略]

2～12 [略]

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 水産資源の保存及び管理に係る方針の決定及び実施に関すること。

(8) 水産資源の保存及び管理に係る協定に関すること。

(9) [略]

[略]

14～16 [略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター所長	

[略]

2 水産業

[略]

協同組合法（昭和23年法律第242号）の施行に関する事務

第11条の15（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）

[略]

[略]

第68条第4項及び第6項（第96条第5項において準用する場合を含む。）、第85条の4第2項及び第91条第5項（第100条第5項において準用する場合を含む。）

[略]

第68条の2第1項（第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）

公告

第68条の2第1項（第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）

届出の受理

第68条の2第2項（第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）

通知

第68条の3第3項（第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項にお

継続の届出の受理

